

(別表)看護体制

	算定病棟	看護体制等
一般病棟入院基本料 (急性期一般入院料1)	下記以外の病棟及び病 床	平均して入院患者7人に対して看護師1人以上が勤務 しているなど、定められた基準を満たしている。
救命救急入院料3	ER・外傷センター	救命救急センターを有し、専任医師が常時勤務、看護 配置は常時4対1以上など、定められた基準を満たし ている。
特定集中治療室管理料2	集中治療センター (ICU1、ICU2)	専任医師が常時勤務、看護配置は常時2対1以上、広 範囲熱傷特定集中治療を行うにつき十分な体制が整 備されているなど、定められた基準を満たしている。
ハイケアユニット入院医療管理料1	集中治療センター (HCU)	専任の常勤医師が常時1名以上、看護配置は常時4 対1以上など、定められた基準を満たしている。
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	さくら12階	専任の常勤医師が常時1名以上、看護配置は常時3 対1以上など、定められた基準を満たしている。
母体・胎児集中治療室管理料	すみれ9階	専任医師が常時勤務、助産師又は看護師の配置は常 時3対1以上など、定められた基準を満たしている。
新生児集中治療室管理料	さくら9階(12床)	専任医師が常時集中治療室内に勤務、助産師又は看 護師の配置は常時3対1以上など、定められた基準を 満たしている。
新生児治療回復室入院医療管理料	さくら9階	専任の小児科医師が常勤、助産師又は看護師の配置 は常時6対1以上など、定められた基準を満たしてい る。
小児入院医療管理料1	さくら6階、すみれ6階、 さくら7階、すみれ7階、 さくら9階	小児科常勤医師20名以上、看護師配置は常時7対1 以上(夜勤看護師2以上・夜間も9対1以上)など、定 められた基準を満たしている。
小児入院医療管理料3	さくら15階、すみれ10 階	小児科常勤医師3名以上、看護師配置は常時7対1以 上(夜勤看護師2以上)など、定められた基準を満たし ている。
緩和ケア病棟入院料	すみれ18階	緩和ケア担当常勤医師1名以上、看護師配置は常時 7対1以上(夜勤看護師2以上)など、定められた基準 を満たしている。
精神科救急・合併症入院料	すみれ8階	当該病棟の常勤医師配置16対1以上、看護師配置は 常時10対1以上(夜勤看護師2以上)など、定められ た基準を満たしている。
児童・思春期精神科入院医療管理料	さくら8階	常勤医師2名以上、看護師配置常時10対1以上(夜 勤看護師2以上)など、定められた基準を満たしてい る。